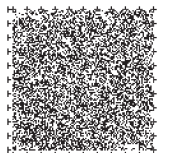


## 第3章 計画の基本的考え方



## 第3章 計画の基本的考え方

### 1 計画の理念と考え方

---

#### (1) 計画の理念

本市では、障害のある人もない人も、お互いに尊重し合い、市民全てが安心して自立（自律）した暮らしができる地域社会をつくることを目指して、「府中市障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画」を改定することとなりました。

「自立（自律）」とは、どんなに重度の障害があっても、必要なサービスを受けながら地域で主体的に生き、自己実現を図ることをいいます。

そのためには、障害があってもなくても、同じ地域で暮らす市民として、その人らしく生活をすることを目指したサービスの構築と、合理的配慮の提供が必要です。また、地域で暮らす全ての人が、障害があってもなくても、相互に人格と個性を尊重し合い、つながり合い、支え合う地域社会を実現することが重要です。特に、障害のある人がその人の力をいかして働ける社会を実現することが強く求められているところです。

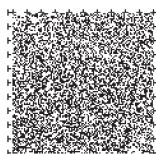
また、本計画は、障害のある人のためだけのものではなく、全ての市民にとっても大切なものです。

バリアフリーのまちづくりが、車いす等を利用する障害のある人だけではなく、高齢者や乳幼児連れの親子にとっても暮らしやすいものであるように、全ての障害のある人が安心して暮らせるまちは、全ての市民にとっても安心して暮らせるまちになります。

全ての障害のある人のための計画づくりは、全ての市民にとっても明日をひらくものになるのです。

これらの考え方を踏まえ、本計画の目指すべき基本理念と基本視点を次のように位置付けます。

**障害のある人もない人も、  
お互いに尊重し合い、市民全てが安心して  
自立した暮らしができるまち・府中の実現**



## (2) 計画の考え方

計画の考え方は次のとおりとします。

### ○視点1 全ての市民のための計画

障害のある人に地域生活に必要なサービスや支援等が提供されることでその人らしい生活ができることが、全ての市民が安心して暮らし続けることができる環境づくりにつながります。

本計画は、障害に対する全てのバリアを取り除き、より多くの市民の理解と近隣からの自然なサポートが得られるように、全ての市民に投げ掛けるものとします。

### ○視点2 全ての障害のある人を対象とした計画

障害のある人が安心して地域で暮らせるだけでなく、市外の施設に入所している人や病院に入院している人が、住み慣れた地域生活に移行するための基盤づくりを進める必要があります。

また、難病のある人や高次脳機能障害、発達障害等日常生活に様々な困難のある人、深刻な社会問題となっている自殺、ひきこもり等の問題に直面している人等への支援体制の整備が求められています。

本計画は、障害者手帳の有無にかかわらず、全ての障害のある人が地域生活に必要なサービスや支援等を受けられることを目指すものです。

### ○視点3 全ての市民がつながり合い、支え合う地域社会の実現

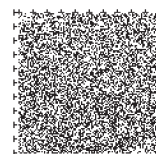
本計画では、従来の「支え手」「受け手」という関係を超えて、障害があってもなくても、全ての市民がつながり合い、支え合う地域社会の実現を目指します。

これにより、市民一人一人が、生活における楽しみや生きがいを見いだし、様々な困難を抱えた場合でも孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる地域社会を実現します。

### ○視点4 全ての施策における障害のある人への配慮

これまで、障害のある人へのサービスのほとんどが、障害者福祉施策として提供されてきましたが、障害のある人への配慮さえあれば、一般の施策で提供することができるものも多くあります。これらの施策は、可能な限り一般の施策に移行していくことが必要です。

全ての施策において障害のある人への配慮がなされることにより、全ての市民にとって暮らしやすいまちづくりにつながります。



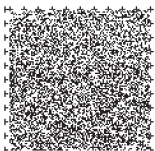
## ○視点5 障害のある人への、家族に頼らない地域生活支援

地域で暮らす障害のある人は、家族の介助や見守りに支えられている場合が少なくありません。そのため、特に介助や見守りの必要性の高い障害のある人の家族の負担は大きく、将来の見通しに対する不安を抱えている家族も少なくありません。病院や入所施設からの地域生活への移行の推進においては、家族に頼らなくても障害のある人が安心して地域生活を送れるような仕組みづくりを目指します。

## ○視点6 サービスの質と量の確保

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月に障害者総合支援法が施行されました。

障害者総合支援法では、サービスの量の見込みにとどまらず、提供体制の確保に係る目標等を必ず定めることとされたため、本市のこれまでのサービス水準を維持しつつ、障害のある人が必要なサービスを受けることができる提供体制を確保していきます。



## 2 計画の基本目標

---

「障害のある人もない人も、お互いに尊重し合い、市民全てが安心して自立した暮らしができるまち・府中の実現」に向けて、次の6つの目標を設定し、計画を推進します。

### (1) 協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進

- ・障害のある人への理解を広め、ノーマライゼーションを推進します。
- ・移動や公共機関利用時の不便の解消に努めます。
- ・障害のある人の地域での交流活動を促進するとともに、協働による地域における見守り・支え合い活動を促進します。
- ・障害者福祉団体の活動を支援するとともに、連携して事業を推進します。
- ・事業者主体の連絡会の設置支援及びサービス提供に携わる事業所・人材の育成を行います。

#### 【取り組む方針】

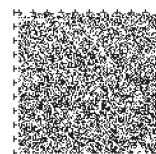
- 市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発
- バリアフリーの推進
- 地域における見守り・支え合いの推進
- 障害者福祉団体の活動支援及び協働
- 障害福祉サービス事業所への支援及び協働

### (2) 障害のある人の社会参加の推進

- ・地域交流及び地域活動への参加を推進します。
- ・誰もが生涯学習・文化芸術活動・スポーツに参加したり、親しんだりできるように、場や機会を充実させます。
- ・障害のある人の一般就労への支援及び定着を図ります。
- ・作業所等の機能を強化して就労機会を確保するとともに、就労に向けた相談・支援体制を充実させます。

#### 【取り組む方針】

- 地域活動及び社会活動への参加促進
- 生涯学習・文化芸術活動・スポーツの機会の確保
- 就労への支援



### (3) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- ・ 障害を理由とする差別の解消を推進するため、市民・事業者に対する意識啓発・情報提供を行います。
- ・ 虐待に関する相談窓口を設置し、家庭、施設及び職場における障害のある人に対する虐待を防ぎます。
- ・ 障害のある人の権利が擁護されるような体制を充実させます。
- ・ 障害のある人の高齢化や親亡き後を見据え、成年後見制度の周知、利用促進を行います。

#### 【取り組む方針】

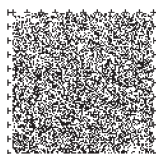
- 障害のある人に対する差別の解消の推進
- 虐待防止
- 権利擁護の推進

### (4) 情報提供と相談支援機能の充実

- ・ 困難を抱える人・世帯が支援につながるができるよう相談支援ネットワークを構築します。
- ・ 障害のある人が身近な場所で気軽に相談ができるように、相談支援機能を充実させます。
- ・ 多様な情報提供の仕組みを充実するとともに、コミュニケーション手段の確保を促進します。

#### 【取り組む方針】

- 相談支援機能の充実・強化、意思決定支援
- 情報提供体制の充実



## (5) 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進

- 障害のある人が地域で安心して暮らし続けられるように、地域生活を支えるサービスの充実や、安心して生活できる環境づくりに努めます。
- 精神障害のある人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。
- 災害時の安全・安心が確保できるように避難行動要支援者の支援体制を構築するとともに、災害時における福祉避難所の確保を行います。
- 感染症対策において、多様な媒体を活用した情報提供、障害者団体や障害福祉サービス提供事業所のICT（情報通信技術）機器の活用に向けた支援を検討します。

### 【取り組む方針】

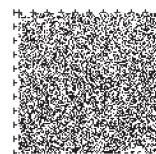
- 地域生活を支えるサービスの充実
- 安心して生活できる環境づくり
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討
- 災害時の支援体制の構築と福祉避難所の確保
- 感染症対策の推進

## (6) 障害のある児童への支援の充実

- 障害のある児童と障害のない児童が可能な限り共に教育を受けられる多様な学びの場を整備します。
- 障害のある児童の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、特別支援教室及び通級指導学級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進めます。
- 障害の状況に応じて、乳幼児期からライフステージを見通した切れ目のない支援を目指します。
- 障害のある児童が必要なサービスを利用できるように、障害児通所支援等のサービスを確保します。

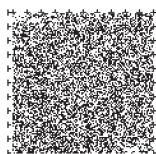
### 【取り組む方針】

- インクルーシブ教育システムの構築
- 乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援体制の構築
- 障害児通所支援等の充実



### 3 計画の体系

基本目標	方針	施策
1 協働・連携で進める 地域共生のまちづくり の推進	(1)市民へのノーマライゼーションに 関する意識啓発	①障害理解・意識啓発の推進 <b>重点</b>
	(2)バリアフリーの推進	①移動のバリアフリー化の推進 ②だれでもトイレの整備拡充 ③福祉のまちづくり条例の取組の推進
	(3)地域における見守り・支え合い の推進	①地域での交流・活動の促進 ②地域の福祉人材の確保 ③機関・施設・団体間の連携支援 ④団体・機関のネットワーク化 ⑤障害者施設の地域への開放
	(4)障害者福祉団体の活動支援 及び協働	①自主活動への支援
	(5)障害福祉サービス事業所への 支援及び協働	①ネットワークの構築 ②障害福祉サービス事業所への支援及び協働
2 障害のある人の社会 参加の推進	(1)地域活動及び社会活動への 参加促進	①地域交流の促進 ②外出時の支援の充実 ③障害のある人の参加による多様な計画の推進
	(2)生涯学習・文化芸術活動・ スポーツの機会の確保	①生涯学習の充実 ②文化芸術活動への参加促進 ③スポーツ機会の充実
	(3)就労への支援	①各機関の連携の一層の強化 <b>重点</b> ②就労支援事業の強化 <b>重点</b> ③作業所などの就労機能の強化 ④障害者活躍推進計画の策定と推進
3 差別の解消、権利擁 護の推進及び虐待の 防止	(1)障害のある人に対する差別の 解消の推進	①差別の解消へ向けた取組の強化 <b>重点</b>
	(2)虐待防止	①障害のある人に対する虐待の防止
	(3)権利擁護の推進	①権利擁護の推進 <b>重点</b>
4 情報提供と相談支援 機能の充実	(1)相談支援機能の充実・強化、 意思決定支援	①基幹相談支援センターを中核とした相談支援 ネットワークの構築 <b>重点</b> ②相談機能の充実及び意思決定支援 ③多機関協働の包括的な相談支援体制の構築 ④ピアカウンセリングの充実
	(2)情報提供体制の充実	①総合的な情報提供体制の充実 ②情報へのアクセスの支援 ③コミュニケーションの円滑化の促進 ④利用しやすいサービス情報の提供





基本目標	方針	施策
<b>5</b> 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進	(1)地域生活を支えるサービスの充実	①ホームヘルプサービスの充実 ②日中活動の場の充実 ③福祉機器の活用による自立支援の促進 ④移動・移送サービスの充実 ⑤高齢者・介護保険サービスとの連携の強化 ⑥健康づくりへの支援 ⑦介護者への支援
	(2)安心して生活できる環境づくり	①地域生活支援拠点等の運営 <b>重点</b> ②住まいを選択する機会の確保 ③地域での住まいの確保 ④民間賃貸住宅への入居支援 ⑤地域生活への移行と定着 ⑥経済的支援体制の強化 ⑦防犯対策
	(3)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討	①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討
	(4)災害時の支援体制の構築と福祉避難所の確保	①避難行動要支援者支援 ②福祉避難所の確保
	(5)感染症対策の推進	①感染症対策の推進
<b>6</b> 障害のある児童への支援の充実	(1)インクルーシブ教育システムの構築	①障害等への理解・啓発の促進 ②教育相談の充実 ③学校教育の充実
	(2)乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援体制の構築	①福祉型児童発達支援センターの整備・運営 <b>重点</b> ②ちゅうファイルの活用 ③障害の早期把握・早期対応 ④保育サービスの充実 ⑤保育・教育・保健・医療・福祉の連携強化 ⑥家族等への支援
	(3)障害児通所支援等の充実	①障害児通所支援等の充実 ②放課後対策

